

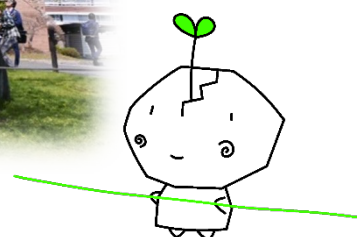
第 1 章

計画の基本的事項

1	計画策定の背景	2
2	計画策定の目的	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画策定に当たっての視点	5
5	計画が対象とする範囲	6
6	計画の期間	6
7	計画の全体構成	7



石割桜



環境部ウェブサイトキャラクター

いしわり
石割メイちゃん

1 計画策定の背景

近年、世界では開発途上国を中心に人口が急増し、人々の活動に伴う環境負荷が増加するとともに、第 2 次産業の発展により、エネルギー、水、食料等の需要が増大しています。この結果、温暖化が一つの原因とされる極端な気象現象による災害等の発生、生物多様性の危機、海洋プラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模での環境問題が生じています。このような地球規模の環境問題による影響は、本市においても年平均気温の上昇や集中豪雨の被害の発生、外来生物による生態系の変化などの事象で私たちの生活の中に顕在化してきています。

地球規模の環境問題が顕在化する中、2015 年の国連サミットでは「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、開発途上国のみならず先進国を含むすべての国が 2016 年から 2030 年に取り組む国際目標として、17 項目の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が設定されました。また、同年 12 月には、温室効果ガス*排出量削減等についての国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、地球規模の環境の危機を反映して国際的な合意がなされ、時代は大きな転換点を迎えています。

一方、我が国においては、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、今後数十年間は人口の減少が避けられないとされています。こうした人口動態の変化は、地方における若年人口や生産年齢人口の減少を伴い、地域コミュニティの弱体化を招き、例えば農林業の担い手の減少による耕作放棄地の増加や里山の減少、狩猟者の減少などによる野生鳥獣被害の深刻化など、環境保全の取組にも深刻な影響を与えています。このような変化は、本市においても例外ではなく、生活環境や自然環境に限らず、地域経済の縮小や都市機能の低下など、私たちの生活のあらゆる面に影響が及ぶことが懸念されており、それぞれの課題は多岐にわたり相互にかかわっているなど複雑化しています。

このような中、平成 30 年 (2018 年) 4 月に閣議決定された、国の「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の課題は密接にかかわり複雑化しているとの認識のもと、「環境・経済・社会の統合的向上」を目指すこととしています。また、今後の環境政策は、環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、経済・社会的課題の解決にも効果をもたらすようにデザインしていくことも重要とされ、これらを具体化するための鍵の一つとして、地域の活力を持続可能な形で最大限に発揮する考え方である「地域循環共生圏」(P22) の創造が掲げられています。

本市では、環境の保全及び創造における施策の総合的かつ計画的な推進のため、盛岡市環境基本条例に基づいて、平成 12 年 (2000 年) に「盛岡市環境基本計画」を策定しました。その後、多様化・複雑化する環境問題に対応するため、平成 23 年 (2011 年) に、計画期間を平成 23 年度 (2011 年度) から令和 2 年度 (2020 年度) までとした「盛岡市環境基本計画 (第二次)」(以下「第二次計画」という。)を策定し、さまざまな施策に取り組んできました。本計画は、第二次計画の計画期間が令和 2 年度 (2020 年度) で終了となることから、これまでの経緯や国内外の環境問題に対する状況の変化や第二次計画からの継続性を考慮して、今後 10 年間の本市の環境保全の基本的方針を定める盛岡市環境基本計画 (第三次) を新たに策定するものです。

2 計画策定の目的

本計画は、盛岡市環境基本条例において規定した基本理念の実現を目指し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

計画では、市民・事業者・市の連携と協力による環境の保全及び創造のための取組を推進するため、環境に関する目指すべき将来像、市の環境施策の基本的方向、市民・事業者の各主体が環境に配慮する上での指針などを示しています。

盛岡市環境基本条例（第3条 基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境への負荷をできる限り低減することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを目的として、すべての者のそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

盛岡市環境基本条例（第8条 環境基本計画）

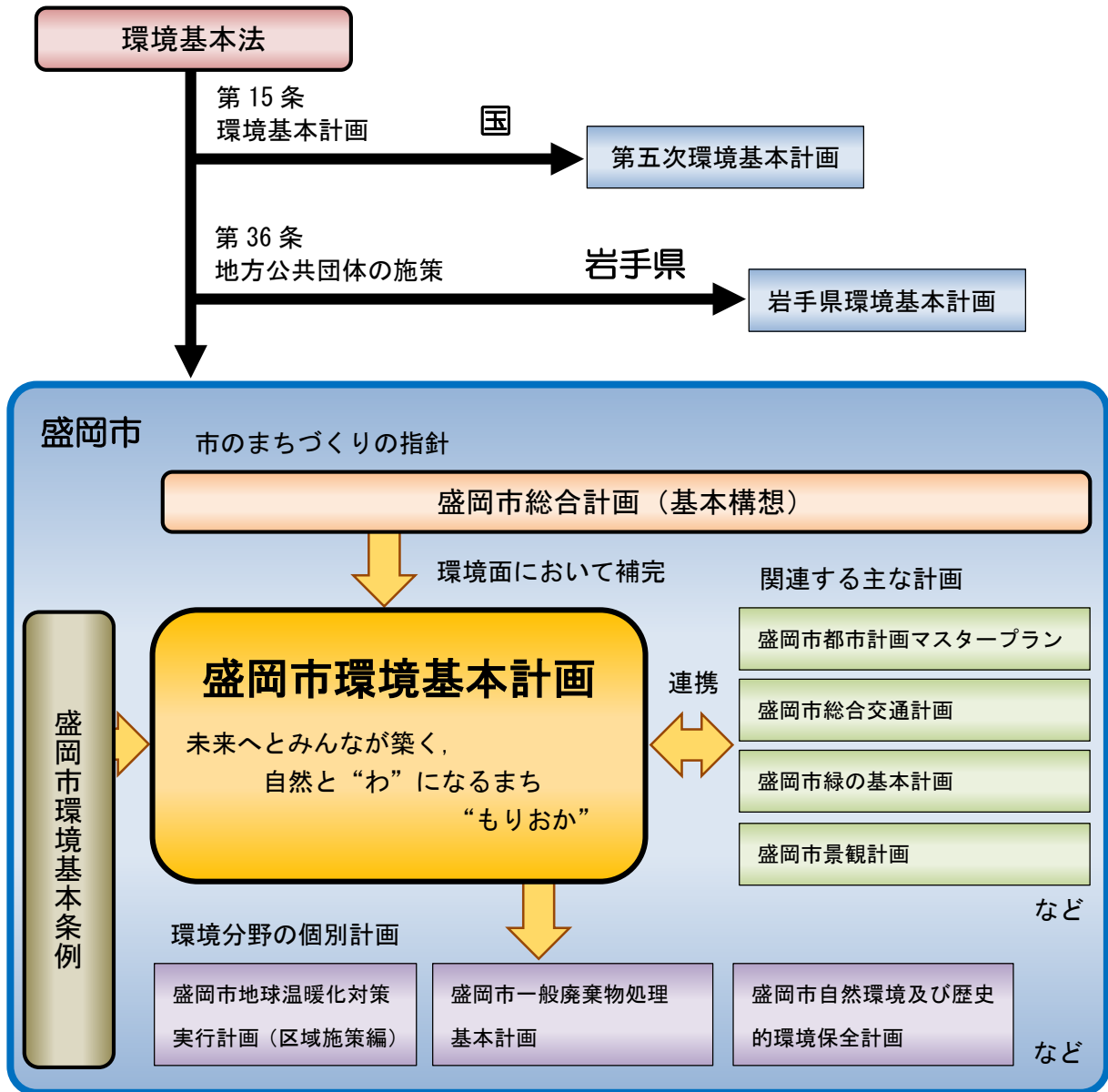
第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、盛岡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、盛岡市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針を示す「盛岡市総合計画」を環境面において補完するもので、環境行政のマスタープラン*としての役割を持っています。

計画の推進に当たっては、めざす将来像の実現に向け、関連する計画と連携を図ることとします。また、具体的な施策の取組に当たっては、各環境分野の個別計画と併せて推進することとします。



環境基本計画の位置づけ

4 計画策定に当たっての視点

近年、気候変動や海洋プラスチックごみ問題といった地球規模の広範囲にわたる環境問題が生じていることから、本計画においては、本市における環境問題のみに取り組むのではなく、地球上の一員としての自覚を持ち、SDGsのゴール達成にも寄与するような施策を展開する視点も必要です。

また、環境課題は経済・社会の課題とも密接にかかわっており、特定の環境分野に関する課題のみに重点を置くのではなく、経済・社会における課題も解決するような、分野横断的な視点を持つことも重要です。

以上のことから、本計画の策定に当たっては下表の視点に留意します。

環境基本計画策定に当たっての視点

計画策定の視点	内容
環境の保全と創造の視点	盛岡市環境基本条例で規定された基本理念の実現を目指す計画として策定
総合的な視点	環境行政のマスタープランとしての役割を持っていることを踏まえ、環境に関する施策の基本的方向性を示す計画として策定
中・長期的な視点	本市が目指す将来像を長期的な視点で設定するとともに、その実現に向けた目標設定、解決すべき課題や施策の方向性を整理
SDGsの考え方の活用	持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用し「持続可能な社会の実現」等国際目標の達成にも寄与する施策として整理
環境・経済・社会の総合的向上	環境課題の解決のみならず経済的側面や社会的側面を合わせた分野横断的な施策展開を図るための計画として策定
社会情勢の変化への対応	国の第五次環境基本計画の閣議決定やパリ協定の締結など社会情勢の変化を踏まえ、計画に反映
循環・共生の視点	限りある資源を循環させ、有効利用するとともに、恵み豊かな自然と共生することで持続的な発展が可能な社会を目指す計画として策定
各主体の参画・連携	近年の環境問題は複雑・多様化していることから、市民、事業者、市、NPO*等の多様な主体の参画・連携を推進するための計画として策定

5 計画が対象とする範囲

近年の環境問題は、日常生活に関する身近なものから、地球規模に至るものまで広範囲に及んでいます。また、それぞれの環境要素は複数の環境分野に重なっているため、効果的な解決にはそれらを踏まえた施策の展開が重要となります。

本計画における環境とは、盛岡市環境基本条例第7条に規定する施策の基本方針を踏まえ、生活環境、自然環境、地球環境、歴史や景観などの文化的環境に加え、その中で取り組むべき気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保等も含まれます。これらを各種施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的にとらえていくこととします。

また、環境課題は経済・社会の課題とも密接にかかわっていることから、環境分野だけでなく、あらゆる課題を総合的に解決するような他分野における取組についても、計画の対象範囲に含むこととします。

盛岡市環境基本条例（第7条 施策の基本方針）

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民の協働の下に各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) すぐれた自然環境と永い伝統にはぐくまれた歴史的環境とが調和した環境その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全し、及び創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

6 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、本計画の上位計画である盛岡市総合計画の計画期間が令和6年度（2024年度）までのため、必要に応じ令和6年度（2024年度）に見直しを検討することとします。

7 計画の全体構成

本計画は、本市の環境行政のマスタープランとなることから、第二次計画の計画期間中における、国内外の社会情勢等や本市における環境・経済・社会の変化を踏まえる必要があります。また、SDGsや国の第五次環境基本計画における考え方は、従来の特定の環境分野に関する課題を直接的に解決することに比重を置いたものではなく、これまでの環境施策をベースとしつつ、分野横断的な視点で取組を行っていくものとなっています。

以上のことから、計画策定に当たっては、計画策定の視点や分野横断的な視点等を踏まえた計画としての考え方等を整理することで、計画を実施していくこととなる市民、事業者、市等の各主体にも計画の方向性等が分かりやすくなるように配慮します。

本計画は、7つの章で構成するものとします。

第1章は、計画策定の背景、計画の目的、位置づけ、策定に当たっての視点、対象範囲、計画期間とし、本計画の基本となる考え方を示します。

第2章は、本市の概況を整理し、環境・経済・社会に係る課題や問題の抽出を行います。

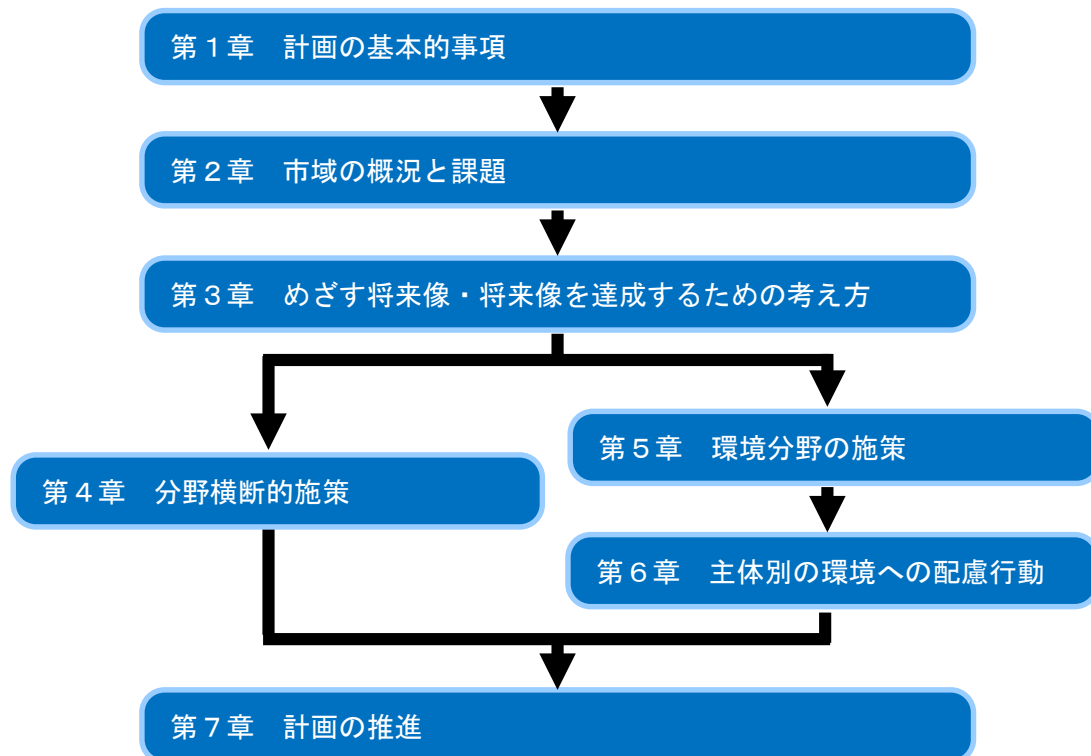
第3章は、本市の長期的展望での目指すべき将来像を設定し、将来像を達成するための基本的な考え方、計画全体の施策の構成について示します。

第4章は、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む分野横断的施策を設定します。

第5章は、めざす将来像の実現や分野横断的施策を推進するために、環境分野ごとに基本方針を設定し施策の方向性を明確にした上で、具体的環境分野の施策について示します。

第6章は、めざす将来像の実現のためには、市民、事業者による環境に配慮した取組が必要不可欠であることから、市民、事業者による環境への配慮行動を示します。

第7章は、本計画の実行性を確保するために必要な仕組みなどを示します。



計画全体の構成

本市を取り巻く環境に関する国内外の動向

本市を取り巻く環境に関する国内外の動向をまとめました。
本市においてもこれらを踏まえ、取組を進めていく必要があります。

○国際的な動向

キーワード	概要
持続可能な開発目標 (SDGs)	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標 ・17のゴール・169のターゲットから構成される
パリ協定	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策に関する法的拘束力のある国際的な合意文書 ・気候変動のリスク抑制のために、「緩和策※」と「適応策※」の取組が必要
海洋プラスチックごみ問題	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋ごみは、陸域で生じたプラスチックごみの海域への流出でも生じ、生態系を含めた海洋環境の悪化などを引き起こしている ・生物のマイクロプラスチックの誤食による海洋生態系への影響の懸念
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約第10回締約国会議で、「生物多様性戦略計画2011-2020」が採択され、2050年までに人類が自然と共生する世界を目指している
新型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年末に確認されて以来、数か月でパンデミック（世界的大流行）を引き起こし、社会経済活動に甚大な影響を与えている ・アフターコロナの政策の一つとして、グリーンリカバリー※がヨーロッパを中心に提唱され、わが国でも実施することが環境大臣により表明されている

○国内の動向

キーワード	概要
第五次環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・目指すべき社会の姿として持続可能な循環型社会の実現 ・環境・経済・社会の統合的向上により複合的な課題解決に当たる ・「地域循環共生圏」の創造により地域の価値・活力を最大限に発揮
地球温暖化対策計画	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減目標として、「2030年度に2013年度比26%削減」 ・温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策の推進
気候変動適応計画	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和策に全力で取り組むと同時に将来予測される被害の回避・低減を図る適応策に取り組むことが重要
生物多様性国家戦略2012-2020	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の自然共生社会のあり方を示す基本戦略の設定 ・2020年から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が行われている
第四次循環型社会形成推進基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針等 ・「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」などの7つの柱
プラスチック資源循環戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・3R※+Renewable（再生可能な資源）を基本原則とした、プラスチックの発生抑制、資源循環の取組が強く求められている
食品ロスの削減の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者、地方公共団体などの多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する必要がある

○岩手県の動向

キーワード	概要
岩手県環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間を令和3年度（2021年度）～令和12年度（2020年度）とし、“多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて”を目指すべき将来像として掲げている